

校則および学校の 独自ルールについて

2023年12月 町田市議会 一般質問 矢口まゆ

携帯電話について、学校ごとに書き方、表現が、対応方法が異なっている

- ▶ 申請をしにくい環境→申請せずに、内緒で持ち込む→内緒で持ち込むとルールがないのでむしろマイナスでは
- ▶ 申請しやすい環境→申請することで保護者と子ども、学校間での同意書サインなどを通してルールの確認ができる→朝の決まった時間には電源オフ、朝担任にて集める等の対応を行うことで、ルールが一元化され、トラブルも防げる

携帯電話の対応

- 1 原則として携帯電話の学校への持ち込みは禁止です。（ご家庭の事情でどうしても持たせないとならない場合のみ許可します）→ 例：塾にそのまま行くなどは許可できません。
★携帯持ち込み許可の判断は、生活指導主任、管理職が最終判断をします。そのため、「携帯電話持ち込み許可申請書」用紙に保護者が記入し、管理職の許可がおりた場合のみ、許可となります。
- 2 緊急で携帯を持たせないとならない場合は、生徒手帳にその旨を保護者が記入し、朝、学級担任に携帯電話を預けます。下校時に返却となります。
- 3 許可なく携帯電話を学校に持ち込み発覚した場合はその場で没収します。保護者に連絡し、保護者に返却となります。

力を教えることが大切と考えまうので、ご家庭での指導の徹底・ルール作りをお願いしまう。

- ③スマートフォンや交通系ICなどをやむを得ず、生徒に持参させる場合には、担任に預けるように指導しております。

- ② 授業に必要なもの（携帯電話、あめ、ガム、お菓子、財布、漫画、ゲームの攻略本、トランプ、カードゲームなど）は持ってこない。

※携帯電話については、原則持ち込み禁止としますが、必要があれば、生徒手帳に記入の上、担任に朝学活で預けること。

申請すれば持ち込み可能とする学校もあるが、
これではフィルタリングなどの確認はできず保護者同意書もなし。

薬師中学校では 市教委の通知を 受けて わかりやすい案内を作成し 学校HPに公開

2022年4月18日

保護者の皆様へ

町田市立薬師中学校
校長 中村 伊佐夫

学校における携帯電話の取扱い等について

このことについて文部科学省及び東京都教育庁指導部の通知をうけて町田市教育委員会から通知がありました。

つきましては、携帯電話の取扱い等について下記の内容を基本的な指導方針といたしますので御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校における携帯電話の取扱いについては、情報モラル教育の取組や「ネット上のいじめ」等に関する取組を徹底し、家庭や地域の協力をいただきながら次のようにいたします。

2 中学校における携帯電話の取扱いについて

① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とします。

② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、生徒による携帯電話（例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請していただきます。

このような場合には、校内での使用は禁止し、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却します。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭や地域と連携させていただきます。

配慮事項

ア 生徒が自らを律することができるようなルール（SNS学校ルール、SNS家庭ルールなど）を、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設ける。

イ 学校における管理方法は担任が預かり、職員室に保管します。紛失等のトラブルが発生しないようにしますが、生徒自身の取り扱いにおける紛失や故障等につきましては、保護者の責任で対応していただきます。

ウ フィルタリングが保護者の責任のもと適切に設定されているようお願いいたします。

エ 携帯電話の危険性や正しい使い方について御家庭でも適切に行われますようお願いいたします。

大阪府のガイドライン

- 登校時間帯に発生した大阪府北部地震で不安の声
- 保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り、痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について考えた結果保護者が持たせたい場合には登下校時に限り所持できるように。

小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

はじめに

子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもが安心・安全に成長できる環境を整えることは大人の責務です。

登下校中の安全・安心について

登下校中の安全・安心のために、携帯電話の所持を「一部解除」します。

昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることから、学校は、地域や関係機関等と連携し、安全確保に努めているところです。しかし、昨年 6 月に大阪府北部地震が登校時間帯に発生し、登下校中の安全確保について新たな不安の声も聞こえています。

学校は、登下校時や災害時の対応について、これまでの取組みをより良いものとするため、継続して取り組んでいきます。そのうえで、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話の GPS 機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について考えました。

その結果、府教育庁では、これまでの携帯電話の校内持ち込み禁止の方針を見直し、保護者が持たせたい時は、登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう、「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することにしました。それに伴い、子どもたちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であり、このガイドラインを策定しました。

吹田市のガイドライン

吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

ページ番号1003782

更新日 2022年10月7日

保護者の方々が、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して、緊急の連絡手段として活用するため、登下校時に子供に携帯電話を持たせたい場合、子供たちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であることから、吹田市教育委員会としては、これまでの「携帯電話の校内持ち込み禁止」の方針を一部解除するため、本ガイドラインを策定しました。

保護者の方々におかれましては、本ガイドラインの主旨を理解いただき、保護者の責任の下、登下校中の子供に携帯電話を所持させたい場合は、その旨を学校に申請いただき、「同意確認書」の提出をもって、学校の許可を得るものとさせていただきます。

 [吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン \(PDF 884.7KB\)](#) 

同意確認書の例

〈同意事項〉 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	児童 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

___年___組___番

児童氏名_____

保護者氏名_____ 印

[R5keitaidouikakunin.pdf \(city.settsu.osaka.jp\)](https://city.settsu.osaka.jp/R5keitaidouikakunin.pdf)

保護者の皆様

摂津市立千里丘小学校
校長 大崎 貴子

摂津市立千里丘小学校における携帯電話等の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまことにありがとうございます。
標記の件につきましてお知らせいたします。災害発生時や犯罪に巻き込まれた（巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入のうえ、担任にご提出ください。

摂津市立千里丘小学校長 様

___年___月___日

摂津市立千里丘小学校における携帯電話等の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

〈同意事項〉 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	児童 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

___年___組___番

児童氏名_____

保護者氏名_____ 印

気になった校則や学校ルールの一部

- ▶ 休み時間の過ごし方が「外で遊ぶ」等、決められているケース
- ▶ 他のクラスに入ってはいけない 等、交友関係を制限されるケース
- ▶ 変形ズボンなどの異装、スカート丈が極端に短い時は、再登校する
服装頭髪指導で直させてから再度登校させる 等

今後校則や学校ルールの見直しをしていくことから、様々な事例の共有を

- ▶ 標準服のない学校

- ▶ 校則のない学校 など

→ 校長会や学校教育部、教育委員会の委員などで、実際にこのような学校を見に行くことで、校則の意義について考える良い機会になると考える。